

◎サイバーセキュリティ基本法

(平成二十六年一月二日法律第一〇四号(衆))

一、提案理由(平成二十六年六月二三日・衆議院本会議)

○柴山昌彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、戦略の策定その他当該施策の基本となる事項を定めるとともに、戦略本部を設置する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、以下のとおりであります。

第一に、必要な定義を定めることとしております。

第二に、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を規定しております。

第三に、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等の責務等を規定しております。

第四に、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、戦略を策定しなければならないこととし、その実施に必要な資金の確保を図るため、政府は必要な

サイバーセキュリティ基本法

措置を講ずるよう努めること等を規定しております。

第五に、国が講ずるものとする基本的施策として、国の行政機関等や重要社会基盤事業者等における取り組みについて規定しております。

第六に、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に進めるため、内閣に、我が国における司令塔となる戦略本部を設置すること等を規定しております。

その他、附則において、政府に対して、戦略本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるため、内閣官房情報セキュリティセンターの法制化を含む必要な法制の整備を行うこと等を規定しております。

本案は、去る十一日の内閣委員会におきまして、賛成多数をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、サイバーセキュリティの確保に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成二十六年六月一日)

政府は、サイバーセキュリティ基本法の施行に当たっては、次の諸点について法的措置も含めて検討を加え、その遺憾なきを期すべきである。

サイバーセキュリティ基本法

一 具体的な施策

- 1 サイバーセキュリティ戦略本部は、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、内閣危機管理監等と緊密な連携を図ることとするほか、サイバーセキュリティに関する幅広い分野の有識者の意見を十分に取り入れ、施策に反映させるよう努めること。
- 2 サイバー攻撃関連情報の集約、予防策の構築並びにサイバー攻撃に対応するための演習及び訓練の企画及びその実施については、内閣官房情報セキュリティセンターを中心として総合的に実施すること。
- 3 内閣情報通信政策監と連携して、サイバーセキュリティに関する施策の評価を定期的の実施すること。
- 4 政府の各機関、重要社会基盤事業者及びサイバー関連事業者その他の事業者等における情報通信関連機器等の安全性に関する基準等については、未知の攻撃手法や想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう、防護対象の重要性の段階に応じたものとするなど、総合的かつ有機的な視点から策定すること。
- 5 大規模サイバー攻撃への対応要領を作成し、関係者の協力の下に行われる定期的な演習及び訓練を通じて実効性のある対応策の構築に努めること。

二

- 6 サイバーセキュリティ確保のため、サイバーセキュリティに関する技術の向上のための研究開発予算の充実等の取組を積極的に推進すること。
- 7 中小企業者その他の民間事業者におけるサイバーセキュリティの確保のための自発的な取組を積極的に促進すること。
- 8 国民一人一人が自発的にサイバーセキュリティの確保に努めることができるよう、必要な情報の提供及び助言その他の施策を積極的に推進すること。
- 9 地方公共団体が自主的な施策の策定及びその実施を推進できるよう、積極的な支援を行うこと。
- 10 内閣官房情報セキュリティセンターについては、サイバーセキュリティ対策を着実に実施するために必要かつ十分な人員、予算を継続的に確保し、サイバーセキュリティ戦略を積極的に実施すること。
- 11 サイバーセキュリティ戦略本部の事務のうち、監査、原因究明のための調査、府省横断的な計画及び関係行政機関の経費の見積り方針等の作成等について、迅速かつ効果的に行う体制を整備すること。
- 12 サイバーセキュリティに関する高度かつ専門的な知識を人材の育成及び登用

有する人材の育成に早急に取り組みとともに、人材を関係行政機関及び民間企業等から幅広く登用するよう努め、官民の連携体制を整備すること。

2 国の行政機関等でサイバーセキュリティに係る事務に従事する者の関係府省庁及び民間企業等との積極的な人事交流を推進するとともに、過去の人事慣行にとられない人事評価の在り方を検討すること。

三 連携体制の整備

1 サイバー攻撃のもたらす被害の重大性に鑑み、国家安全保障会議等との連携の下、安全保障上の観点から迅速かつ実効性のある措置を講ずることを検討した上で、必要な措置を講ずること。その際には、平素から危機管理、安全保障までを連動的に対応できる体制を整備すること。

2 サイバーセキュリティに関する国際的な連携を推進するため、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策や国内外における情勢等の分析、国際的な会議への対応等に關する十分な人員体制を確保し、迅速な情報共有と協力体制の構築を実現すること。

四 サイバー攻撃を組織的に行う集団等の動向を分析し、捜査機関等との情報の適切な共有を図ること。

五 二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会にお

けるサイバーセキュリティ基本法

けるサイバーセキュリティに関する事象に対処するための国内外の関係機関との連絡調整等を行う組織の在り方について、将来の推進体制を見据えて検討した上で、必要な措置を講ずること。

六 国民の基本的人権について十分に配慮しつつ、サイバーセキュリティの確保を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上の通信における実効ある帯域制御の在り方について検討すること。

七 立法機関及び司法機関におけるサイバーセキュリティの確保について、それらの機関からの要請に応じ、必要な協力を行うよう努めること。
右決議する。

二、参議院内閣委員長報告(平成二六年一〇月二九日)

○大島九州男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

本法律案は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念、国等の責務、サイバーセキュリティ戦略の策定、国として取り組むべき基本的施策等について定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置

しようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長井上信治君より趣旨説明を聴取した後、サイバーセキュリティに関する施策の推進における国民の権利保護への配慮、国が行う情報提供及び助言の在り方、諸外国との連携に係る問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一〇月二三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 サイバー攻撃関連情報の集約、予防策の構築並びにサイバー攻撃に対応するための演習及び訓練の企画及びその実施については、内閣官房情報セキュリティセンターを中心として総合的に実施すること。
- 二 サイバーセキュリティ戦略本部と内閣情報通信政策監との

連携の下、サイバーセキュリティに関する施策の評価を定期的に実施すること。

- 三 政府の各機関、重要社会基盤事業者及びサイバー関連事業者その他の事業者等における情報通信関連機器等の安全性に関する基準等については、未知の攻撃手法や想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう、防護対象の重要性の段階に応じたものとするなど、高度情報通信ネットワークの特性を踏まえた総合的な視点から策定すること。

- 四 サイバーセキュリティに関する高度かつ専門的な知識を有する人材の育成に早急に取り組むとともに、人材を関係行政機関及び民間企業等から幅広く登用するよう努め、官民の連携体制を整備すること。

- 五 サイバーセキュリティに関する国際的な連携を推進するため、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策や国内外における情勢等の分析、国際的な会議への対応等に関する十分な人員体制を確保し、迅速な情報共有と協力体制の構築を実現すること。

- 六 サイバー攻撃を組織的に行う集団等の動向を分析し、捜査機関等との情報の適切な共有を図ること。

- 七 国民の基本的人権について十分に配慮しつつ、サイバーセキュリティの確保を図るため、インターネットその他の高度

情報通信ネットワーク上の通信における実効ある帯域制御の在り方について検討すること。

八 立法機関及び司法機関におけるサイバーセキュリティの確保について、それらの機関からの要請に応じ、必要な協力を行うよう努めること。
右決議する。

三、衆議院内閣委員長報告(平成二六年一月六日)

○井上信治君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....
次に、サイバーセキュリティ基本法案について申し上げます。

本法律案は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバーセキュリティに関し、基本理念を定める等の措置を講ずるものであります。

本法律案は、前国会において、本委員会の委員会提出法律案とすることに決し、本院で原案のとおり可決された後、参議院に送付され、継続審査となっていたものであります。

今国会におきまして、去る十月二十九日、参議院において可

サイバーセキュリティ基本法

決の上、本院に送付されました。十一月四日本委員会に付託され、昨五日、提案理由の説明の聴取を省略し、討論を行い、採決を行った結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。